

# タブレット PC 家庭活用ガイドライン

藤岡市教育委員会学校教育課

学力の定着や豊かな学びの実現に向け、児童生徒が学校のタブレット PC を家庭に持ち帰り、使用する際に必要なルールを以下に示します。

## 1 必要な物品

家庭での学習を行うためには、本市が貸し出すタブレット PC とインターネット回線が必要となります。

- (1) 家庭の無線 (Wi-Fi) 環境への接続は、保護者が行ってください。
- (2) 一定の要件を満たし、本市が必要と判断した際には、モバイル Wi-Fi ルータを保護者に貸出すことを可能とします。ただし回線の契約及び使用料負担は保護者とします。希望がある場合は、学校にお問い合わせください。

## 2 家庭での活用の注意事項

- (1) 基本的事項
  - タブレット PC は適切に管理し、紛失・盗難・破損等に注意してください。
  - タブレット PC に不具合が生じた場合は、速やかに学校へ連絡してください。
  - タブレット PC の充電は、自宅で行ってください。
- (2) 使用上の注意
  - タブレット PC は、自宅のみで使用してください。
  - ユーザー ID とパスワード等は、他人に教えないでください。
  - 各学校の「タブレット PC 活用のルール」を守らせてください。
- (3) 禁止事項
  - USB メモリやハードディスク等の外部装置・周辺機器の接続及び利用。
  - 学校から指示の無いファイルのダウンロードやソフトウェアのインストール。
  - 学習に関係ないサイトの閲覧・利用、SNS への書き込み、写真・動画の配信。
  - 学校のシステムを調べたる行為、他人の ID の不正利用、ハッキング行為、誹謗中傷 (SNS・掲示板への投稿) など。

## 3 タブレット PC 紛失・破損等の対応

- (1) 紛失対応
  - タブレット PC を紛失したときは、緊急性があるため、以下の対応をお願いします。タブレット PC の付属品の紛失は②以下の対応をお願いします。
  - ①電話で学校へ連絡してください。
  - ②「紛失届」(4-1【届出様式】) を学校に提出してください。
  - ③代替えのタブレット PC を受け取ってください。
- (2) 破損対応
  - タブレット PC を破損したときは、以下の対応をお願いします。
  - ①タブレット PC と「破損届・修理願い」(4-2【届出様式】) を学校に提出してください。
  - ②代替えのタブレット PC を受け取ってください。
- (3) 不具合対応
  - タブレット PC に不具合があるときは、以下の対応をお願いします。
  - ①タブレット PC と「不具合届」(4-3【届出様式】) を学校に提出してください。
  - ②代替えのタブレット PC を受け取ってください。
- (4) 弁償費用
  - 紛失や破損の場合の再購入や修理等の費用は、その状況に応じて、保護者に費用負担をしていただく場合もあります。

## 4 その他

本ガイドラインに記載のない事項については、随時、学校教育課で協議の上、決定します。